

史跡陸軍板橋火薬製造所跡
整備基本計画 素案

令和 2 年□月

板橋区

表紙写真(作成中)

上：

中：

下：

はじめに

(作成中)

例 言

- 1.本書は、史跡陸軍板橋火薬製造所跡における整備基本計画の策定計画書である。
- 2.本事業は板橋区が事業主体となり、平成 31 年度(令和元年度)に文化庁の歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費補助金を受けて実施した。
- 3.事業実施にあたっては、「史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会」を設置し、文化庁文化財第二課、東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導助言を受けて協議を重ね、板橋区が策定した。
- 4.本計画で使用した遺構、建築物等の名称は、板橋区教育委員会事務局発行『旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所 近代化遺産群調査報告書』（2016 年）、および『史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画』の名称を使用している。
- 5.本計画の策定に係る事務は、板橋区教育委員会事務局生涯学習課が行った。
- 6.本計画で使用した各種データ等は、板橋区教育委員会に保管している。
- 7.下記の語句は頻出するため、略称を用いる。
 - ・『板橋区史跡公園(仮称)基本構想』→『基本構想』
 - ・『史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画』→『保存活用計画』

りくぐんいたばしかやくせいぞうしょあと
史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備基本計画 目次

はじめに

例言

目次

第1章 計画策定の経緯・目的

- 1 計画策定の経緯 …… 1
- 2 計画の目的 …… 1
- 3 委員会の設置・経緯 …… 2
- 4 関連計画との関係 …… 5

第2章 史跡指定地の概要と現状

- 1 自然的環境 …… 18
- 2 歴史的環境 …… 18
- 3 社会的環境 …… 22

第3章 史跡等の概要および現状と課題

- 1 史跡指定の状況 …… 33
- 2 史跡等の概要 …… 36
- 3 史跡等の公開活用のための諸条件の把握 …… 54
- 4 板橋区の文化財 …… 69

第4章 基本理念「史跡の望ましい将来像」

- 1 史跡の望ましい将来像 …… 73
- 2 史跡から得られるもの …… 74

第5章 整備基本計画

- 1 全体計画および地区区分計画 …… 77
- 2 遺構・建造物の整備・活用に関する計画 …… 81
- 3 動線計画 ……102
- 4 地形造成に関する計画 ……114
- 5 修景及び植栽に関する計画 ……116
- 6 案内・解説施設に関する計画 ……122

7	管理施設・便益施設に関する計画	……	132
8	地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画		
		……	137
9	整備事業に必要となる調査等に関する計画	……	143
10	公開・活用に関する計画	……	145
11	公開・活用およびそのための施設の計画	……	161
12	管理・運営に関する計画	……	172
13	実施計画	……	174

資料編
奥付

第1章 計画策定の経緯・目的

1 計画策定の経緯

板橋火薬製造所は、明治4年(1871)、兵部省が、江戸最大の大名屋敷であった加賀藩下屋敷平尾邸の跡地の一部を確保し、同9年に開業した官営工場(西洋式火薬製造所)である。

当地は工場敷地の拡大や組織改遷を経て、東京第二陸軍造兵廠板橋製造所(通称二造)として終戦を迎える。戦後には、当地に残った敷地、建物に研究所や学校、病院、工場等が入居し、その中には現在の史跡指定地内に入所した野口研究所や理化学研究所も含まれている。このうち理化学研究所板橋分所では、戦後研究所長となる物理学者の仁科芳雄博士や、仁科に学んだ湯川秀樹・朝永振一郎両博士などが研究に取り組み、世界的な物理学研究の中心的な場となっていた。

終戦後70年以上が経過する中で、施設の建替えや開発等により、広範囲に残っていた陸軍板橋火薬製造所の遺構群の多くは徐々にその姿を消していった。その一方で1990年に文化庁による全国調査「近代化遺産(建造物等)総合調査」の開始を嚆矢として、全国的に近代遺跡・近代化遺産の価値を評価し保護する活動が始まり、その結果全国各地に残る様々な現代の建造物や遺構が文化財的な枠組みの中で、評価され保存されるようになっていた。

板橋区も当地に残る建造物・遺構群が日本の近代史を理解する上で極めて重要な近代化・産業遺産であることを認識し、文化財として恒久的に保存するため公有化を行い、その結果として当地は平成29年に「陸軍板橋火薬製造所跡」として国史跡指定を受けるに至っている。

並行して区は史跡の活用についても検討を開始し、平成29年には当地を史跡公園として整備するための基本方針である『板橋区史跡公園(仮称)基本構想』(以下:基本構想)を定めた。次いで平成31年には基本構想の理念を引き継ぎ、史跡の適切な保存・活用を推進するための計画である『史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画』(以下:保存活用計画)を策定している。

本計画は、基本構想及び保存活用計画に示した史跡の保存・活用における基本的な考え方を踏まえ、史跡の適切な保護を図り、適正な整備に向けた計画を策定するものである。

2 計画の目的

史跡指定地に現存する遺構や建造物は、明治期から昭和期にかけての状態を良好にとどめており、近代における火薬製造のあり方を理解することができるものとして、平成29年(2017)10月の官報告示第137号によって、国の史跡に指定された。前述の通り、板橋区は、この史跡の価値を守り、近代化遺産として後世へ伝えるために、公有化を進め、公園として整備することを計画している。

本計画の前提となる『保存活用計画』は、史跡陸軍板橋火薬製造所跡の価値を再確認し、

史跡公園として整備する上での課題を抽出するとともに、より良い保存と活用のあり方を示すことを目的に、令和元年8月に策定された。本計画は『保存活用計画』で示した方向性に基づき、具体的に整備に向けた課題を整理・検討し、その後の設計作業へつなげていく。

3 委員会の設置・経緯

(1) 計画策定体制

本計画の策定には、「史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会」(以下、計画策定委員会)を組織し、検討をおこなった。当該委員会は、文化遺産保存活用デザイン、近代化遺産産業史、科学史、建築史、造園・風景計画学、生産工学、都市デザイン、工学などの多分野の有識者で構成される専門部会と、地域の活性化、文化や商業・産業などの振興、観光、教育の視点から検討を行う区民部会で構成される。また文化庁及び東京都教育庁から随時指導や助言を頂いた。

●史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会 委員名簿

委員長	波多野 純	日本工業大学名誉教授・旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所等近代化遺産群調査団長(建築史・保存修復・近代遺産群)
副委員長	鈴木 淳	東京大学大学院人文社会系研究科・文学部日本史学研究室教授(近代化遺産産業史・史跡整備)
委員	鈴木 一義	国立科学博物館産業技術史資料情報センター長(科学史・産業技術史)
委員	小野 良平	立教大学観光学部教授(造園・風景計画学)
委員	大森 整	理化学研究所主任研究員(生産工学)
委員	斉藤 博	特定非営利活動法人日本都市文化再生支援センター理事長(都市デザイン)
委員	槌田 博文	チームオプト株式会社 代表取締役社長(工学)
委員	小林 保男	板橋区文化団体連合会会長
委員	平塚 幸雄	板橋区町会連合会副会長
委員	安達 博一	一般社団法人板橋産業連合会板橋大山支部長
委員	萱場 晃一	板橋区商店街連合会副会長
委員	吉村 健正	東京商工会議所板橋支部会長
委員	深山 宏	板橋区観光協会会計担当・常任理事
委員	塚田 耕太郎	加賀まちづくり協議会名誉会長
委員	竹澤 喜孝	加賀五四自治会 会長
委員	赤木 勲	板橋区立金沢小学校 校長
委員	太田 繁伸	板橋区立板橋第五中学校 校長

オブザーバー	五島 昌也	文化庁文化資源活用課
オブザーバー	浅野 啓介	文化庁文化財第二課
オブザーバー	伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課

(2)委員会の開催経過

本計画の策定にあたっては、史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会及びその分科会である専門部会、区民部会をそれぞれ開催し保存管理、活用、整備等に関する検討を行った。

併せてパブリックコメントを実施し、保存活用計画および整備基本計画に対する意見を区民をはじめ広く求めた。

●史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会全体会

委員会	開催日	出席委員	協議内容
第1回	平成31年4月15日 (月)	13名	整備基本計画策定スケジュール及び策定体制の確認
第2回	令和元年11月15日 (金)	12名	整備基本計画事務局案の内容確認

●同専門部会

委員会	開催日	出席委員	協議内容
第1回	令和元年5月27日 (月)	8名	整備基本計画策定方針の検討 整備基本計画事務局案の提示
第2回	令和元年7月1日 (月)	9名	整備基本計画策定方針の再検討 整備基本計画事務局案の審議・検討
第3回	令和元年8月21日 (水)	9名	整備基本計画事務局案修正部分の審議・検討
第4回	令和元年10月31日 (木)	7名	整備基本計画事務局案の内容確認

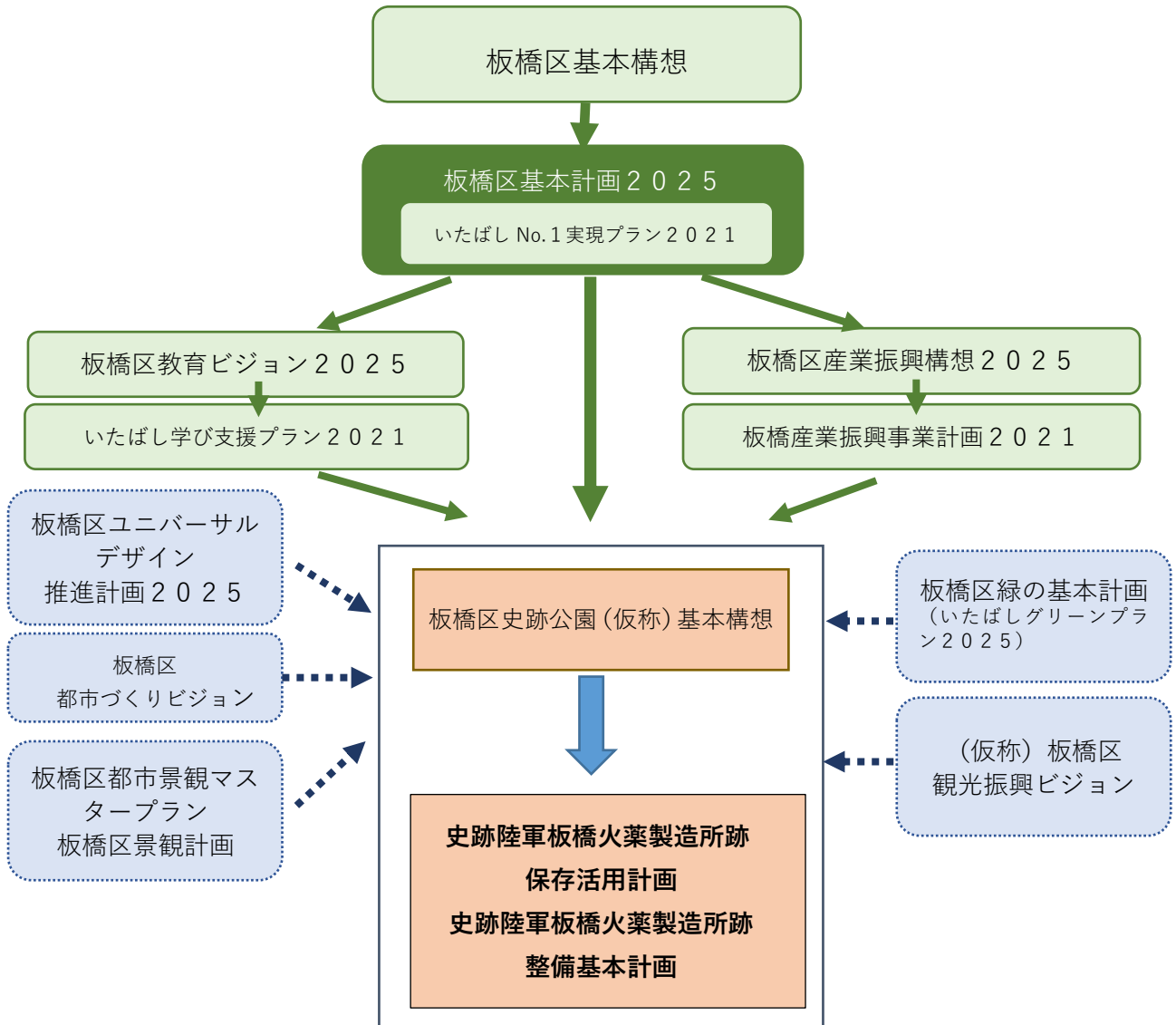
●同区民部会

委員会	開催日	出席委員	協議内容
第1回	令和元年7月11日 (木)	7名	専門部会の審議内容の報告・検討
第2回	令和元年9月9日 (月)	8名	専門部会の審議内容の報告・検討

●パブリックコメントの実施

4 関連計画との関係

本計画の位置づけは図〇〇の通りである。また主な計画の詳細を示す。



図〇〇：諸計画との関係図

(1)上位計画・関連計画の概要

①板橋区基本構想（平成 27 年 10 月策定）

「板橋区基本構想」は、将来の板橋区の望ましいまちの姿を示すものであり、区政の長期的指針として、区はもとより区民一人ひとりや地域の様々な団体、関係機関など、区内のあらゆる主体が共有するものである。この基本構想では、「あたたかい気持ちで支えあう」、「元気なまちをみんなで作る」、「みどり豊かな環境を未来へつなぐ」という3つの基本理念と、平成 28 年度から概ね 10 年後を想定した、板橋区の将来像を「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」と定めており、さらには政策分野別に具現化した「9つのまちづくりビジョン」を掲げている。

この中で本計画に関連する「(5) 文化・スポーツ分野」の概ね 10 年後のあるべき姿を抜粋する。(以下引用文)

中山道の宿場町として街道文化がはぐくまれてきた歴史や、国の重要無形民俗文化財に指定されている徳丸・赤塚の田遊びなどの伝統を大切にしながら、古今東西の多様な文化芸術活動が活発に行われ、楽しみ、つなぎ、創造するまちが実現しています。

「もてなしの心」で言葉や文化の違いを認め合い、外国人とともに暮らしたり、多様に交流したりすることによって、様々な新しい価値や活力が生まれています。

スポーツを世界共通の文化として親しみ、様々な方法で楽しむことによって、健康で心豊かに暮らすことができるとともに、プロスポーツやトップアスリート、大学などによる地域に根差した活動が郷土に対する愛着と誇りを高め、まちに感動や賑わいを生み出しています。

②板橋区基本計画 2025（平成 28 年 1 月策定）

「板橋区基本構想」の実現に向けて、区政を総合的・計画的に推進していく方向性と目標を示し、中長期的な施策体系を明らかにするために策定されたもので、区の各政策分野における個別計画である。

この計画では「板橋区基本構想」に掲げる基本理念に基づき、将来像と政策分野別の「あるべき姿」を実現するため、基本目標、基本政策、施策の 3 層からなる施策体系を示している。本計画は、次の通り位置づけられている。(以下引用文)

○基本目標Ⅱ 「いきいきかがやく元気なまち」

基本政策Ⅱ -2 「心躍るスポーツ・文化」

施策 02 「地域の歴史・文化の保全・継承・活用の推進」

文化財の活用や郷土芸能の普及によって、地域の歴史・文化を次世代へ継承します。

③いたばし No.1 実現プラン 2021（平成 31 年 1 月策定）

「板橋区基本構想」で掲げる将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」の実現に向け、「板橋区基本計画 2025」に基づく施策を着実に推進していく短期的なアクションプログラムとして策定した。計画的に実施すべき事業である「実施計画」のほか、長期的な視点から区政経営の最適化をめざす「経営革新計画」、区政を担う人材・組織づくりを実現するための「人材育成・活用計画」の三本柱で構成されている。

史跡公園整備事業は計画的に進行管理していく実施計画事業 68 事業の一つに位置づけられている。（以下引用文）

No.25 事業名「近代化遺産としての史跡公園整備」

国の史跡に指定された板橋火薬製造所がもつ歴史的価値を活かし、都内初となる近代化・産業遺産を保存・活用した史跡公園を整備します。

また、「板橋区基本計画 2025」では基本政策ごとの施策に横串を通して、施策事業を戦略的に進める未来創造戦略を打ち出しており、「いたばし No.1 実現プラン 2021」では「(1)オリンピック・パラリンピックレガシープラン」と「(2)にぎわい創出に向けた魅力拠点整備」を未来創造戦略に資する事業として掲げている。

史跡公園整備事業は「(2)にぎわい創出にむけた魅力拠点整備」に位置付けられており、観光資源としての役割を求められている。（以下引用文）

平成 32(2020) 年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として想定される観光客の誘致を図るため、国史跡指定の史跡公園や、都指定有形文化財の指定を受けている旧粕谷家など、観光資源が集積している板橋地域、赤塚地域を「面」で捉えて整備を進めていきます。また、各施設間を観光客が周遊できるような仕組みづくりを行い、地域全体のにぎわいを創出していきます。

④板橋区教育大綱（平成 28 年 1 月）・板橋区教育ビジョン 2025（平成 28 年 3 月策定）・いたばし学び支援プラン 2021（平成 31 年 1 月策定）

「板橋区教育大綱」は、板橋区基本構想における将来像の「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」を実現するため、学校教育、生涯学習、文化、スポーツ施策における方向性を示すものである。

史跡整備の位置づけは次のとおりである。

【文化・スポーツの推進】

- 文化財や伝統芸能を保存・継承し、広く区民に伝え、郷土板橋への愛着と誇りを深めます。
- 生涯にわたっての健康で豊かな心を育むため、体験活動や文化・スポーツに触れ合う機会を大切にします。

「板橋区教育ビジョン 2025」は区基本構想に示された教育分野のあるべき姿と教育施策の方向性を定めた「板橋区教育大綱」の実現に向けて、教育が中心的に担う人づくりの方向性を明らかにするものである。この教育ビジョンの実現に向け、「いたばし学び支援プラン 2021」が策定されている。

本計画は、「板橋区教育大綱」において「文化財や伝統芸能を保存・継承し、広く区民に伝え、郷土板橋への愛着と誇りを深めます」と位置づける施策の一環である。教育ビジョン 2025、学び支援プラン 2021 における本計画の位置づけを抜粋する。(以下引用文)

○教育ビジョン 2025

板橋区にある多様な文化財や伝統芸能を保存・継承し、広く区民に伝え、創造性や人間性を養い、地域の一員としての郷土愛を高める教育を推進します。

○学び支援プラン 2021

高い評価を受けている加賀地域の史跡を適切に保存・活用するため、史跡公園として整備を進めていきます。史跡の活用にあたっては、日本の近代化や区の工業の始点として区民が誇りをもち、広く区外にも認知・理解されていくことが重要な視点となります。また、幅広い世代が訪れ、この史跡の歴史や本物の遺構から体験し学ぶことのできる場とします。

今後、国や都と協議を行い、保存活用計画や整備基本計画といった保存と活用を実現するための計画を策定し、それに沿って整備を進めていきます。

⑤板橋区産業振興構想 2025 (平成 28 年 3 月)・板橋区産業振興事業計画 2021 (平成 31 年 1 月策定)

「板橋区産業振興構想 2025」は、社会・経済環境の変化に対応し、区産業の一層の活性化を図っていくために策定された。併せて振興構想に基づく施策の具体的な事業内容を示した「板橋区産業振興事業計画 2021」も策定されている。本計画に関連する部分を抜粋する。(以下引用文)

○板橋区産業振興構想 2025

観光資源の開発のため、体験観光の推進の中で始まった区の産業観光は、区が誇るものづくりの製造工場や製品など、区の産業を新たな観光資源として活用し、人々に親しまれてきました。次の 10 年における産業観光は、新たな舞台として、(仮称)板橋産業ミュージアムを含む史跡公園全体の活用を図るとともに、新たな役割として、板橋区産業のブランドストーリーを語り伝えることが必要です。産業観光に参加して、多くの区民や区外の方が、区産業の歴史や最新技術に触れることで、区産業のブランドストーリーが広く伝播し、板橋区の産業ブランドの確立に大きく貢献することが期待されます。

○板橋区産業振興事業計画 2021

事業No. 58 (仮称) 板橋産業ミュージアムの整備

板橋の産業ブランドの向上を図るため、区内産業の歴史を通じて産業や技術の未来につながるブランドストーリーを確立・周知する(仮称)板橋産業ミュージアムの整備を進める。

(2)史跡整備関係計画の概要

①板橋区史跡公園(仮称)基本構想(平成29年8月策定)

本計画に先立ち、旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群調査団による学術調査、史跡、近代化遺産としての評価、国史跡の指定に向けた意見具申といった経過の中で、当地を史跡公園として保存、活用するための基本方針として「板橋区史跡公園(仮称)基本構想」(以下、「基本構想」)が策定された。

この基本構想では整備の前提となる考え方、基本コンセプト、基本方針が定められており、本計画はこの構想を基に策定される。(以下引用文)

○前提となる考え方

**近代化・産業遺産を保存活用した
都内初となる史跡公園を整備します。**

都内初となる近代化・産業遺産の保存・活用をめざすことで、身近な文化財を通じて板橋の産業発展や地域の歴史、平和に対する学びの機会を提供し、併せて、ふるさと板橋を大切に作る心を醸成します。

また、史跡公園を板橋の新たなシンボルとし魅力を発信していくとともに次世代に継承していきます。

前提1 近代化・産業遺産の保存・活用

明治時代から昭和初期にかけて形成された火薬製造所とその試験や保管、研究施設などの国内唯一の遺構を整備・保存し、板橋の歴史や文化を学ぶ場として活用することで、重要かつ先進的な産業遺産施設群として魅力を発信していくとともに次世代に継承していきます。

前提2 ふるさと板橋を愛する心の醸成

加賀地域に設置されていた旧東京第二陸軍造兵廠火薬製造所は、欧米の技術を導入しながら、日本の産業や科学技術の発展、近代化の一翼を担ってきました。また、江戸時代には加賀藩の下屋敷が置かれていた歴史的な価値と併せて、これらの史実を認識し学ぶことで地域を愛し、ふるさと板橋を大切に作る心へとつなげていきます。

前提3 ブランド力の更なる向上

火薬製造所とその関連施設などを近代化・産業遺産として残し、史跡公園として整備・保存、活用していく取組は全国でも初の試みとなります。また、かつての都内有数

の産業拠点は、現在の板橋区における様々な産業の集積として結実しており、これらの歴史や産業力を情報発信することで「ものづくりの板橋」としてのブランド力の更なる向上につなげていきます。

前提4 板橋の力の結集と新たなシンボルの創出

地域や産業界、商業界、観光や文化団体等の方々と意見交換を重ねながら魅力ある史跡公園の在り方を検討していきます。区民に“愛される”・“再び訪れたい”史跡公園となるよう板橋の魅力の新たなシンボルとして整備していきます。

○基本コンセプト

板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園

～ここにしかない歴史を通じて、板橋の過去と現在を知り、未来へとつなげる～

～「ものづくりの板橋」としてのブランド力の向上・定着と新たな魅力の創出～

明治時代から昭和初期にかけて、加賀地区に形成された近代的な火薬製造所と研究施設及び戦後日本の頭脳が集まった理化学研究所等は、都内有数のものづくりの拠点として発展していったばかりでなく、日本の産業や科学技術の発展に寄与し、近代化に大きく貢献しました。また、史跡公園として整備するエリアの中央を流れる石神井川は、過去には交通路としての活用だけでなく火薬製造所の貴重な動力源として利用され、現在では川沿いの桜並木とともに四季が織りなす景観が多くの人々に憩いをもたらしています。

史跡公園を整備していくにあたっては、板橋区基本構想で掲げる将来像「未来を広くむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」の実現に向けて、だれもが暮らし続けたい・暮らし続けたいまちとするため、にぎわいの創出とともに、若年層から高齢者層まで、板橋の誇りとしていつまでも愛され、再び訪れたい史跡公園となることをめざしていきます。自然と調和した環境整備を基本に、今も残る遺構を実際に訪れ、見て、実感することを通じて、板橋ならではの歴史や文化、産業の変遷、魅力と価値の理解へと導きます。さらに、ここで培われた様々な技術をふりかえるとともに、区内産業が手掛ける先端技術等の学びを通じて、次代を担う子供たちの郷土板橋を愛する心と夢を育み、「ものづくりの板橋」としてのブランド力の向上と定着、新たな魅力の創出へとつなげていきます。

○基本方針

(1)区民をはじめ多様な人々が気軽に集い“憩う”

・だれもが暮らし続けたいまちとして、都会の中での自然とのふれあいや憩いの提供、景観の形成・保存といった公園本来の機能の充実を図ります。

・ユニバーサルデザインに基づいた公園内外の散策路の整備等により、多様な人々が集いやすい環境をつくり区民に愛され、再び訪れたい公園を目指します。

・史跡の保存・活用を重視しながら、中山道板橋宿や加賀藩下屋敷が置かれていた歴史的な価値も活かした情緒あふれる環境整備を一体的に進めていきます。

(2)日本の近代化の一翼を担った、板橋の歴史や文化を“学ぶ”

・近代化・産業遺産の歴史的背景を通じて、板橋が日本の産業や科学技術の発展を支え、近代化に貢献してきた軌跡を学ぶとともに郷土板橋を愛する心へとつなげていきます。

・火薬製造所と研究施設の遺構を通じて、子どもたちや若者世代が平和の大切さや科学技術の平和利用について考えるきっかけを提供します。

・ワークショップや実験など、主体的な学びを促す体験の場を提供し、利用者の学習意欲を高めるとともに、次代を担う子どもたちの夢を育みます。

(3)板橋ならではの歴史を通じて、板橋の現在、そして未来を“創る”

・これまであまり知られてこなかった区産業発祥の地としての歴史や先進性に光を当て、国内外に広く発信することで、板橋区のブランド力を高めます。

・区産業や科学技術の発展につながる体験の場、気づきの場を提供し、次代を担う人々に共感と夢を育む未来志向の創造の場をつくります。

・史跡公園を産業文化の新たな聖地と位置づけ、地域、商店街や民間企業、大学や研究機関などと連携し、まちづくりや産業振興に貢献します。

板橋区史跡公園(仮称)整備の基本的な考え方

●前掲となる考え方 近代化・産業遺産を保存・活用した都内初となる史跡公園を整備します

- ① 近代化・産業遺産を保存し、板橋の歴史や文化を学ぶ場として活用することで、史跡公園の先進事例として魅力を発信します。
- ② 板橋を学び地域を愛し、ふるさと板橋を大切にすることを醸成し、未来に継承していきます。
- ③ 郡内有数の産業拠点であった加賀地区を整備し、情報発信していくことで「ものづくりの板橋」としてのブランド力の更なる向上と定着をめざします。
- ④ 地域・産業界・商業界・観光や文化団体等の力を結集し、史跡公園を板橋の魅力を新たなシンボルとしていきます。

1. 史跡公園の基本コンセプト

板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園

～ここにしかない歴史を通して、板橋の過去と現在を知り、未来へとつなげる～
～「ものづくりの板橋」としてのブランド力の向上・定着と新たな魅力の創出～

明治時代から昭和初期にかけて、加賀地区に形成された近代的な火柴製造所と研究施設、及び戦後日本の頭脳が集った理化学研究所等は、郡内有数のものづくりの拠点として発展していったばかりでなく、日本の産業や科学技術の発展に寄与し、近代化に大きく貢献しました。また、史跡公園として整備するエリアを流れる石神井川は、過去には交通路としての活用だけでなく火柴製造所の貴重な動力源として利用され、現在では川沿いの桜並木とともに四季が繰り返す貴族が多くの人々に憩いをもたらしています。

史跡公園を整備していくにあたっては、板橋区基本構想で掲げる将来像「未来をほぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」の実現に向けて、だれもが暮らしたくなくなる暮らし続けなくなるまちとするため、にぎわいの創出とともに若年層から高齢者層まで、板橋区の誇りとしていつまでも愛され、再び訪れたいくなる史跡公園となることをめざしていきます。自然と調和した環境整備を基本に、今も残る建構を実際に見学し、体感することを通して、板橋ならではの歴史や文化、産業の愛着、魅力と価値の理解へと導きます。さらに、ここで培われた様々な技術をふりかえり、区内産業が手掛ける先端技術等の学びを通して、次代を担う子どもたちの郷土板橋を愛する心と夢を育み、「ものづくりの板橋」としてのブランド力の向上と定着、新たな魅力の創出へとつなげていきます。

2. 史跡公園の基本方針

区民をはじめ多様な人々が気軽に集い“憩う”

- ・だれもが暮らし続けたいくなるまちとして、都会の中での自然とのふれあいや憩いの提供、景観の形成・保存といった公園本来の機能を果たを図ります。
- ・ユニバーサルデザインに基づいた公園内外の散策路の整備等により、多様な人々が集いやすい環境をつくり区民に愛され、再び訪れたいくなる公園をめざします。
- ・史跡の保存・活用を重視しながら、中山道板橋宿や加賀藩下屋敷がおかれていた歴史的な価値を活かした情緒あふれる環境整備を一体的に進めていきます。

日本の近代化の一翼を担った板橋の歴史や文化を“学ぶ”

- ・近代化、産業遺産の歴史的背景を通して、板橋が日本の産業や科学技術の発展を支え、近代化に貢献してきた軌跡を学ぶとともに、郷土板橋を愛する心へとつなげていきます。
- ・火柴製造所と研究施設の遺構を通して、子どもたちや若者世代が平和の大切さや科学技術の平和利用について考えるきっかけを提供します。
- ・ワークショップや実験など、主体的な学びを促す体験の場を提供し、利用者の学習意欲を高めることにも、次代を担う子どもたちの夢を育みます。

板橋ならではの歴史を通して、板橋の現在、そして未来を“創る”

- ・これまであまり知られてこなかった区産業発祥の地としての歴史や先進性に光を当て、国内外に広く発信することで、板橋区のブランド力を高めます。
- ・区産業や科学技術の発展につながる体験の場、気づきの場を提供し、次代を担う人々に共感と夢を育む未来志向の創造の場をつくります。
- ・史跡公園を産業文化の新たな聖地と位置づけ、地域、商店街や民間企業、大学や研究機関などと連携し、まちづくりや産業振興に貢献します。

表(要番号振当)：「板橋区史跡公園(仮称)基本構想」における史跡公園整備の基本的な考え方

②史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画（令和元年8月策定）

平成29年10月、「陸軍板橋火薬製造所跡」の国史跡指定を受け、板橋区は当地を史跡指定地として保存・整備し、確実に次世代に継承していくために、平成30年4月、学術経験者及び区内関係団体代表者で構成される策定委員会を設置し、「陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画」（以下、『保存活用計画』）の策定に着手した。平成30年4月から、学術経験者で構成される専門部会を5回、区内関係団体代表者で構成される区民部会を2回、全体会を1回開催し、史跡の適切な保存管理、活用、整備等の方針についての検討、審議を重ね、令和元年8月に『保存活用計画』を策定した。

この計画では前述の基本構想の精神を引き継ぎ、史跡の持つ歴史的価値を明らかにしたうえで、その価値を保存・活用するための基本理念として、「大綱“史跡の望ましい将来像”」及び「基本方針」を次の通り定めた。（以下引用文）

大綱“史跡の望ましい将来像”

◆史跡の価値を守り、活用する

- 明治維新から終戦まで、近代的な火薬製造所および研究所が設置され、その建築や施設が群として残ることから、近代の火薬製造所の歴史をより良く理解できるような史跡の保存整備をめざす。
- 戦後、火薬製造所および研究所の跡地に研究所、学校、工場等が入所し利用された。特に復興期の科学技術研究の展開を理解できる野口研究所や理化学研究所の建築群が現存することから、火薬製造所の跡地が戦後たどった地域の歴史を理解できるような史跡の保存整備をめざす。

◆史跡を整備し、多様な人々が“憩う”場の創出

- 加賀藩下屋敷時代からの歴史の重層性と桜並木という景観をいかしながら、一体的に保存整備し、板橋区民の誇りとしていつまでも愛され、再び訪れたいくなる公園をめざす。
- 散策やレクリエーションのために道すがら公園を訪れる人々が、遺構や歴史的建造物群、さらに展示等教育普及事業に気軽にアクセスできる環境を整備することで、多様な人々が気軽に集い、さらに歴史に出会うことができる場を創出する。

◆史跡を通して、歴史・文化を“学ぶ”

- 史跡の価値を構成する歴史的建造物の一部を、展示等教育普及事業を実施するガイダンス施設等として整備し、近代史、産業史、郷土史、平和教育など多様な学びを生み出し、さらに地域における中心的な生涯学習・社会教育施設として、近隣の小中学校や高校、大学等の教育機関との連携した事業を継続的に展開し、地域と共に学び合う教育の推進をめざす。
- 火薬製造所の跡地が史跡指定地外にも広がり、関係する遺構や建築群が点在し、さらに史跡の本質的価値の理解を助ける環境が広がっていることから、史跡公園を核に史跡指定地外にある多様な文化財(未指定を含む)との関係性を尊重し、一体的に理解

できる地域をめざし、回遊性の構築など柔軟な活用・整備に努める。

◆史跡を通じて、板橋の現在・未来を“創る”

- 「工都板橋」の礎となった史跡の価値を活かして、地域、商店街、民間企業、大学や研究機関等と連携し地域産業や最先端研究を学習・体験できる事業を展開することで、区民をはじめとした多様な人々の科学技術に対する夢を育む。
- 光学・精密機器関連産業など、板橋区を代表する様々な先端産業が誇る高い技術や製品を、展示・体験できるガイダンス施設等を整備し、区産業の歴史や先進性を広く発信することで、板橋区のブランド力を高めることをめざす。

基本方針

1. 保存管理の基本方針

- (1)史跡の本質的価値を構成する諸要素および本質的価値の理解を助ける諸要素を、恒久的に保存・管理していくために、適切な仕組みや方法を策定する。
- (2)史跡整備に向け、今後予想される現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、関連法規に定められた内容に基づき史跡指定地の現状変更に関する取扱方針及び取扱基準を定める。
- (3)当史跡は全国的にも保存整備事例が少ない近代遺跡であり、その保存整備が果たす役割は重要である。当該史跡を確実に保存し後世へ伝えるために、学術的な調査研究を継続的に実施しつづけ、史跡が持つ多様な情報の把握に努める。
- (4)史跡の本質的価値を構成する要素および本質的価値の理解を助ける諸要素に含まれる史跡指定地外の遺構・建造物の保存管理にも努める。

2. 活用の基本方針

- (1)区民をはじめとする多様な利用者が、史跡の歴史的・学術的な価値を理解するために、史跡指定地に現存する歴史的建造物および遺構を、保存への影響を与えない範囲で積極的に公開・活用する。
- (2)公園の利用者にとって憩いの場となるよう、史跡の保存に影響を与えないかたちで公園の機能を充実させ、史跡と調和した活用を進める。
- (3)歴史的建造物の一部は、地域の歴史、産業を学習できる常設展示や、様々なテーマを取り扱う展覧会など展示等教育普及事業を実施できるガイダンス施設等として活用する。
- (4)地域住民の方々が日常的に史跡に親しみを持てるよう、生涯学習の拠点として活用し、様々な教育普及事業を継続的に実施する。
- (5)周辺地域が持つ歴史的な価値を活かし、当史跡と近隣自体体をはじめ周辺地域を一体的に捉えた活用のあり方をめざす。

3. 整備の基本方針

- (1)史跡の本質的価値を確実に保存・継承するため、史跡公園として整備する。
- (2)学術的な調査研究の成果に基づき、建造物の価値・特徴をいかしたガイダンス施設、展示空間および体験学習などの学びの場を整備する。
- (3)史跡の範囲で戦中まで行われていた火薬の性能発射試験のように、現状では潜在化している史跡の歴史的価値を顕在化するために、遺構等の調査研究を継続的に実施し、復元整備を含めた手段やその方法を検討する。
- (4)多様な人々が集いやすく安全で快適に過ごせるよう、建造物や遺構の保存整備、さらに園路や便益施設等の整備を行う。
- (5)史跡の持つ価値と遺構・歴史的建造物の現存状況を考慮し、以下のような地区区分に基づき整備をする。

板橋区史跡公園（仮称）基本構想では、現状の土地利用に基づき、史跡を「現加賀公園エリア」「旧火薬製造所エリア」「旧理化学研究所エリア」「石神井川エリア」の4つのエリア（図〇〇参照）に区分した。加えて本計画では、史跡の持つ価値と遺構・歴史的建造物の現存状況、史跡公園完成後の活用方法などの視点による地区区分について検討を行っている。

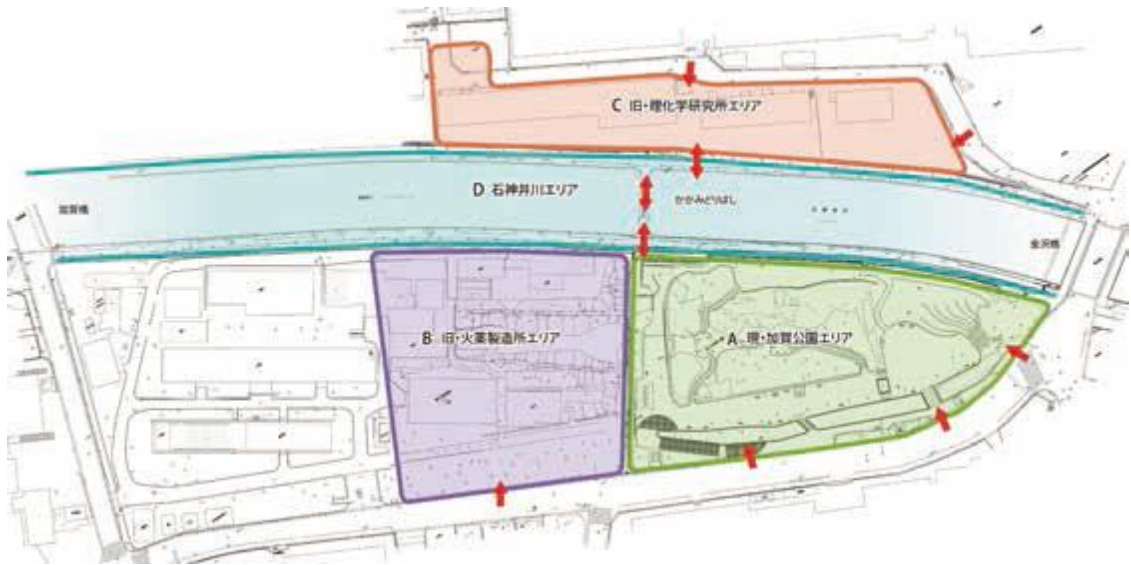
<地区区分>

- ・A 地区…石神井川南岸の旧野口研究所跡地、現区立加賀公園を指す。土塁や射撃からなる発射場や燃焼実験室等の遺構・歴史的建造物が残る西側(A 地区)と、加賀公園の造成工事により歴史的建造物等が除却され、地上に顕著な遺構が確認できないが、現在は加賀公園として開放されている東側部分(A'地区)に分かれる。A 地区については戦前の火薬製造所・研究所の稼働状況を理解できる整備を、A'地区は埋蔵する可能性のある遺構等を調査した上で現状保存し、公園本来の機能を充実させる整備をめざす。なお両者の範囲は、今後試掘調査等を実施し得られた成果に基づき更新する。
- ・B 地区…石神井川北岸の旧理化学研究所跡地を指す。この地区には物理試験室や爆破用コンクリートアンカー等の戦前の遺構・歴史的建造物が現存し、戦後入居した理化学研究所はそれらを改変しながら利用した。戦前の遺構・歴史的建造物を戦後理化学研究所が利用した経緯が理解できる整備をめざす。
- ・A、B 地区の他に、石神井川を含む史跡指定地の外についても本計画で検討する。

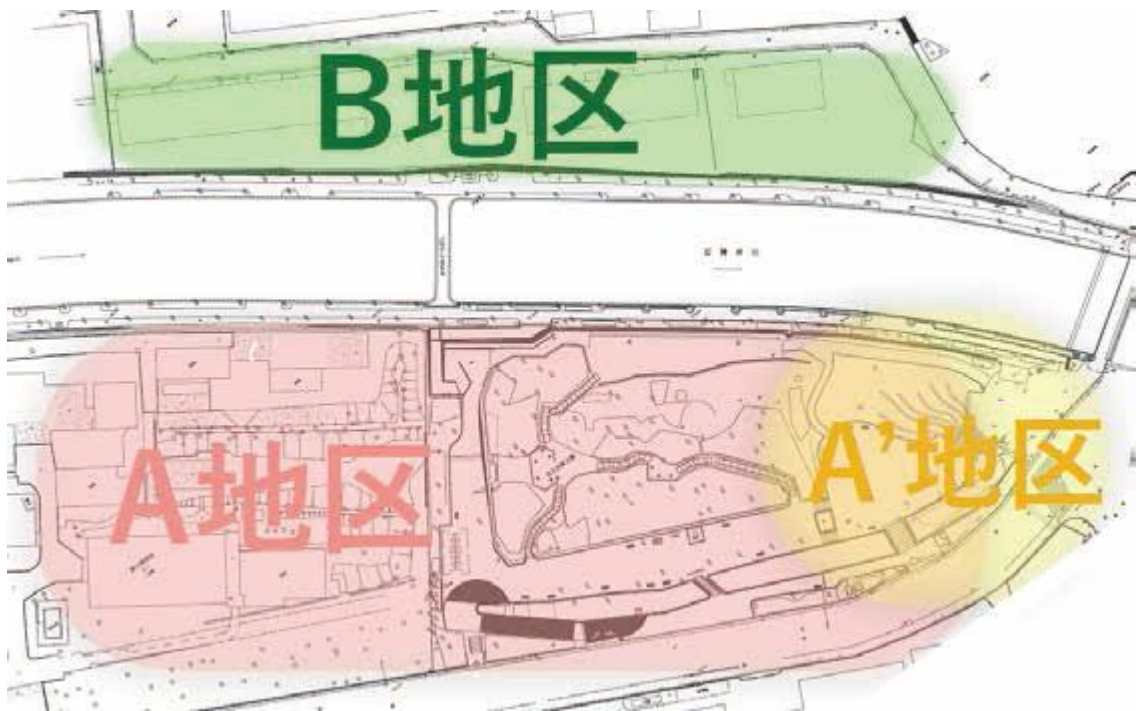
(6)史跡指定地内のみならず指定地外に点在している史跡の構成要素を関連付け、回遊ルートの設定やマップ等を作成するなど、陸軍板橋火薬製造所時代の敷地の規模が体感できるような整備をめざす。

4. 運営・体制の基本方針

史跡の保存・活用を包括的に進めていくために、区関係部局をはじめ、地域住民の方々や関係団体との密接な連携に基づいた運営体制を構築し、史跡が地域に根付いた存在となることをめざす。



図〇〇：『板橋区史跡公園(仮称)基本構想』におけるエリア区分図



図〇〇：保存活用計画における地区区分

第2章 史跡指定地の概要と現状

1 自然的環境

(1)史跡指定地の立地

東京都板橋区は、東は北区、西は練馬区、南は豊島区、北西は和光市、北は戸田市と接しており、東京都23区のうち北西部に位置している。面積は32.22平方キロメートルで23区中9番目の広さである。経緯度は東経139度37分から44分、北緯35度43分から48分の間にある。史跡指定地は加賀一丁目8番に位置し、板橋区の東南部にあたる。

(2)地形・地質

板橋区は、北東部の荒川沿いの沖積地と、中央・南西部の洪積台である武蔵野台地からなる。板橋区の地形は台地と低地から成り立っており、台地は区の中央および南西部の洪積台である武蔵野台地、低地は区の北東部の沖積地である荒川低地である。

史跡指定地は武蔵野台地東端の本郷台という舌状台地群に位置し、石神井川が流れる地域である。石神井川は東京都小平市を水源とし、区南部を東西に走る一級河川で、史跡指定地周辺で武蔵野台地の東端の本郷台に入り、大きく南東に蛇行する。また、石神井川流域には比較的広い谷が形成されているが、谷の深さは10m未満で、概ね緩やかな谷地形となっている。昭和33年(1958)に発生した狩野川台風では、石神井川流域に洪水被害をもたらし、翌年以降本格的に河川改修・護岸工事が実施された。

2 歴史的環境

(1)加賀藩江戸下屋敷平尾邸と板橋火薬製造所の建設

明治9年(1876)8月に発足した陸軍砲兵本廠板橋属廠(後に板橋火薬製造所と改称)は、加賀藩前田家の江戸下屋敷平尾邸(現在の板橋区加賀一・二丁目、板橋一・三丁目に当たる)の跡地の一部に所在した。この平尾邸は、延宝7年(1679)前田家が板橋宿平尾の約6万坪の土地を拝領したことに始まり、最終的には約21万8千坪もの広大な敷地へと拡張されることになる。

平尾邸は、江戸幕府が整備した中山道の江戸日本橋から最初の宿場であり、脇往還である川越街道が分岐するなど交通の要衝であった板橋宿に隣接し、藩主前田家の別荘としての機能を有していた。

江戸時代の下屋敷の様子を描いた絵図は複数点現存し、いずれも下屋敷の中央部分に池泉回遊式庭園が描かれている。庭園内に流れ込む石神井川に千川用水の分水を加えて大池を造成し、この大池に面して「大山」や「高山」と称されていた築山も造成されている。今日では下屋敷時代の遺構は地上にほぼ確認されないが、この築山はその唯一の遺構として加賀公園内に現存している。

平尾邸の重要な地理的特徴は、屋敷地に石神井川が流れ込んでいる点にある。屋敷内の流

路に水車小屋が2か所設置されており、その水力を利用して紙漉きや製粉が行われていた。

嘉永6年(1853)、加賀藩は異国船の江戸近海への渡来を受け、海防強化のために国元で軍事関係施設の建設等を進めたほか、江戸藩邸である平尾邸では西洋流の大砲製造を開始した。大砲製造場として平尾邸が選ばれた理由として、大砲の砲身に穴を穿つための動力として、前述の水車を利用することができることが挙げられる。また同時期に幕府はペリー来航を受けて火薬増産の方針を立て、江戸近郊地にある水車の動力を利用した黒色火薬生産に乗り出している。ここでも滝野川地域の水車が利用されるなど、石神井川の水力が利用されており、大砲製造のみならず火薬製造においても水車動力の存在は必要不可欠な要素となっていた。

幕末期、幕府は欧米列強の外圧に対応する一環として軍制改革を図り、近代的な製鉄や銃砲製造の計画を進めた。そのひとつとして元治元年(1864)、江戸近郊において恒久的な西洋式火薬製造所・大砲製造所の建設が企図され、石神井川下流域の王子・滝野川地域がその候補地に選ばれている。幕府の大政奉還によって計画は頓挫したが、石神井川・千川用水の末流にあたる王子・滝野川地区が適地と判断されたことは、大砲製造所や火薬製造所の動力としての水流の確保が立地条件として必須であったことを物語っている。

明治元年10月、平尾邸は明治新政府によって加賀藩に下賜されるが、同4年6月廃藩置県に先立ち、新政府へと上地された。廃藩置県後は浦和県の管轄となり、11月には東京府に引き渡されている。これらの動きと並行し同年9月、兵部省が板橋金沢旧邸(平尾邸)を火薬製造所の用地として引渡しを求めている。これは兵部省が板橋における火薬製造所の設置について、先述の幕末期の加賀藩平尾邸における大砲製造と同様に、水車の存在をその重要条件にしていたからである。また、当地が谷底低地にあたり、火薬が爆発した際の被害を抑えることができる点も理由のひとつと考えられる。

同年12月、兵部省は東京府に当地に引渡しを求め、一部が造兵司附属地となり、さらに同7年8月には、陸軍省(同5年2月に兵部省が廃止され陸軍省と海軍省が設置された)が内務省より金沢藩邸を受領し、火薬製造所の建設工事が着工した。

明治9年12月、火薬製造所の建設工事が完了し、国内初の官営の火薬製造所である陸軍砲兵本廠板橋属廠が発足する。その建設過程においては旧幕臣の澤太郎左衛門が中心的役割を担っており、澤が幕命によって慶応3年(1897)にベルギーより購入し、日本に持ち帰っていた黒色火薬製造用の「硝石圧磨機」(圧磨機圧輪)も板橋火薬製造所の建設事業に引き継いでいる。なお、圧磨機圧輪の設置場所は、現在の加賀二丁目15番地周辺(史跡指定地外、ただし「圧磨機圧輪記念碑」が加賀一丁目10に残る)と考えられ、動力源となる縦軸水車が設置されていた場所は、下屋敷絵図と明治期以降の地図との比較から、下屋敷の水車堀と同じところ(加賀二丁目12付近)であったと推定される。

『明治工業史 火兵篇』によれば、「板橋火薬製造所」は操業を開始して約半年の間に約35トンの火薬生産があったとされ、その内訳は大粒薬(火砲用)、一号火薬(火砲用)、二号火薬(小銃用)、三号火薬(小銃用)、火箭および信管用火薬であった。これら当廠で製造

された 5 種類の有煙薬については、その性能を確認するための試験射撃を行う必要が生じたため、翌明治 10 年 9 月、製造所の「近傍適宜の場所」で初めて検速儀を使用した「小銃発放速力試験」を実施した。また試験発射を行ううえでは的となる射塚を必要とするが、これには下屋敷時代の築山を使用した。後年に設置されたものと考えられるが、築山には煉瓦造の射塚が現存している。

なお、当地での性能試験は、明治 38 年 4 月に稲付射撃場（現北区西が丘）が新設されたことで一時中止となるが、大正時代には再び土塁等を整備し発射所とした。昭和 9 年までにはそれまでの露天式発射場に加え、新たに弾道管を設置した隠蔽式発射場が整備されたことが図面から確認でき、昭和初年に研究施設やエリアの拡充が行われ、研究実験にともなう試験の必要性が生じたことから「射撃場機能」は残され、再整備されたものと考えられる。

(2)板橋火薬製造所の拡大

明治 9 年（1876）に開所した陸軍砲兵本廠板橋属廠は、明治 12 年に東京砲兵工廠火薬製造所、明治 15 年に東京砲兵工廠板橋火薬製造所と改称した。

軍事のみではなく鉱山や土木でも使われた黒色火薬は、明治 17 年に政府が民間での火薬類生産を禁止し、民間での製造許可を出す大正 6 年（1917）まで、政府が独占的に火薬を生産した。板橋で製造された火薬は軍用と民用があり、民用は猟用黒色火薬として販売された。明治 26 年からは黒色火薬に加え、無煙火薬の製造が開始され、明治 39 年には、操業時からの主生産物であった黒色火薬の生産を中止し、無煙火薬および炸薬火薬に置き換えられた。

明治 36 年には、板橋火薬製造所の敷地内に、陸軍火薬研究所が発足した。これは前年に大阪砲兵工廠で発生した無煙火薬の爆発事故の発生を受け、無煙火薬の安定度向上や安全性確保を図ることから設置された日本初の近代的な国立の理工学系研究所であった。板橋火薬製造所は、研究所と隣接した製造所であったため、研究結果を受けた工業的実験工場となり、陸軍火薬製造所の技術の先端を支える中核的存在となった。

火薬研究所は明治 36 年の設置から昭和 20 年の終戦まで運営され、一貫して火薬製造所の敷地内に位置していたが、管轄する組織は陸軍の組織改編に伴い変更されている。設置当初、火薬研究所は、火薬製造所が属する東京砲兵工廠の直轄機関として発足したが、大正 8 年には、陸軍技術本部陸軍科学研究所が発足したことから、火薬研究所は東京砲兵工廠を離れ、陸軍科学研究所の管轄下に置かれ、火薬製造所とは独立した研究機関としておよそ 10 年活動された。しかし、火薬に関する研究と製造とを密接に運営する必要があったため、火薬研究所は昭和 7 年に火薬製造所が属する造兵廠に移管され、その後は終戦まで造兵廠の管轄組織として機能した。昭和 11 年段階の敷地図を見ると、石神井川を挟む北岸に火薬製造施設が加わり、南岸の北西側に土塁で囲まれた炸薬貯蔵庫、北東に同様に土塁で囲む大型の貯蔵庫からなる無煙火薬貯蔵庫群、南岸の南東一帯に発射場機能を備えた火薬研究所が配置されている。また昭和 14 年図では、火薬製造所内に「研究所用地」が明記されている。

火薬製造所は、明治期後半から敷地が徐々に拡大していき、明治 37 年には日露戦争の勃発により、無煙火薬の増産がなされ、製造所の敷地の大幅な拡張と建造物や設備の拡充が行われた。明治 38 年の敷地図では、後に本部が設置される敷地（加賀一丁目 10 番地・区立東板橋体育館や区立加賀西公園付近）や、石神井川北岸の材料倉庫などが製造所の敷地に組み込まれており、全体が現在の JR 埼京線方向まで広がっている。その後も火薬製造所の範囲は徐々に拡張され、大正 12 年までには現在の帝京大学にあたる部分まで広がり、ほぼ終戦時の構内と同規模となっていることが敷地図から確認できる。

昭和 15 年の造兵廠令改正に基づく名称変更により東京第二陸軍造兵廠となって以降は、地元板橋では「二造」と称され、一方で北区側の東京第一陸軍造兵廠は、略して「一造」と呼ばれた。板橋側の二造は明治以来の火薬製造と貯蔵保管および研究所機能を有するのに対し、一造は銃砲弾への火薬装填や銃火器類生産が主たる機能であった。

板橋火薬製造所は、昭和 20 年 8 月の終戦時まで火薬の製造、研究、実験、貯蔵などの火薬生産における諸機能を担う重要な機関でありながら、昭和 19～20 年の米軍による空襲被害をほとんど受けず、施設・敷地が残った状態で終戦を迎えた。

(3)戦後の板橋火薬製造所

板橋火薬製造所は、昭和 20 年（1945）8 月の終戦によって稼働が終了し、同年 11 月の陸軍省の廃止にともない解散した。全国に存在する旧軍用地の敷地・施設は、連合国に接収され、国有地として国が管理することとなり、同年 9 月、陸軍省は全国の旧軍用地の処分に関する方針を示し、利用希望申請の受付を開始した。なお、火薬製造所や火薬研究所が使用していた機械、什器類は全て GHQ に接収されたため、民間によって跡地利用される段階では、敷地や建物のみが引渡され、その後の用途に合わせて改変を施しながら使用された。

陸軍板橋火薬製造所の跡地において利用許可を受けたのは、結果的に民間の工場や学校や研究所などで、現在の史跡指定地にあたる地区には野口研究所と理化学研究所が、ともに昭和 21 年に入居している。なお、この時点で加賀公園に当たる箇所は、野口研究所敷地の一角（東側部分に当たる）であったが、昭和 46 年この土地を野口研究所が国に返還し板橋区が財務省から借地し、加賀公園が設置された。こうして史跡指定地には、石神井川の南岸側に野口研究所と加賀公園、北岸側に理化学研究所板橋分所が立地し、およそ 70 年間使用された。特に理化学研究所については、戦時中、石川県金沢市に疎開していた仁科芳雄を主任研究員とする宇宙線研究室が火薬製造所の跡地へ入居し、宇宙線の観測などの基礎研究が継続的に行われた。

現在は、戦後に入所した民間の工場や研究所の多くが大規模な集合住宅等に姿を変え、火薬製造所に関係する遺構・歴史的建造物群がまとまって現存する地区はわずかとなり、本計画第 3 章で詳述する経緯によって、平成 29 年に国の史跡に指定された。

3 社会的環境

(1)板橋区の成立

明治維新を経て板橋地域は東京府に編入され、明治22年(1889)の町村制実施により、板橋町、上板橋村・志村・赤塚村にそれぞれ役場を開設した。その後板橋地域は、昭和7年(1932)、市郡併合によって、隣接2町7村(北豊島郡板橋町・練馬町・志村・上板橋村・赤塚村・中新井村・上練馬村・石神井村・大泉村)の区域を合わせて東京市の管轄下となり、東京市35区の一つとして「板橋区」が誕生した。

戦後、昭和22年には特別区制度の実施に伴い板橋区もその制度下に置かれ、さらにその年、本区の面積の約60%を練馬区として分離し、現在の板橋区となった。

(2)人口と世帯

平成30年10月現在の板橋区の人口は565,782人、世帯数は307,989世帯である。推移を見ると、人口、世帯数ともに増加が続いているが、近年平均世帯人員については減少し続けており、単独世帯化や核家族世帯化が進行していると考えられる。

また、当該史跡のある板橋区加賀一丁目は、区の傾向と同様、人口、世帯数が平成26年10月時点の3,422人、1,397世帯から平成30年10月時点の5,102人、1,945世帯と増加しているとともに、平均世帯人員は区の傾向と異なり平成26年10月の2.45から平成30年10月の2.62へと増加している。これは平成26年以降大型マンションの建設が続き、ファミリー世帯の転入が増加した影響であると考えられる。



図(要番号振当)：人口・世帯数の推移



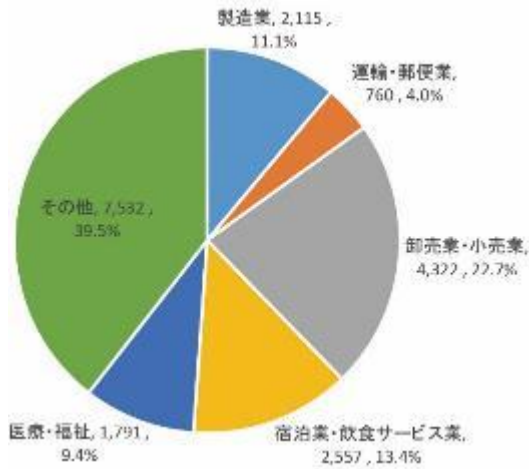
図(要番号振当)：世帯人員の推移

(3)交通

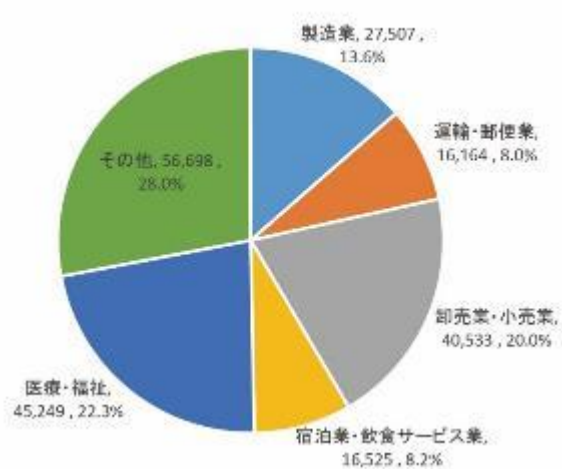
板橋区域には中山道(国道17号線)、川越街道(国道254号線)、環状7号線、環状8号線、首都高5号線などが走り、また鉄道は東武東上線、都営三田線、JR埼京線、東京メトロ有楽町線・副都心線が通っている。またバス路線については、北はさいたま市・志木市、東は越谷市、西は練馬区・中野区方面に広がり、鉄道の各駅に路線が接続している。

史跡指定地は都営三田線新板橋駅(指定地からの直線距離約450m、以下同)・板橋区役所前駅(約1,000m)・板橋本町駅(約1,600m)、東武東上線下板橋駅(約950m)・大山駅(約1,700m)、JR埼京線板橋駅(約800m)・十条駅(約850m)等近隣の各駅からアクセスすることができる。

板橋区 産業大分類別事業数(事業所)内訳



板橋区 産業大分類別従業者数(人)内訳



図(要番号振当)：産業構造（「板橋区産業振興構想 2025・板橋区産業振興事業計画 2021」）

(5)観光

板橋区では、板橋ならではの自然景観、都市景観、名所・旧跡、イベントを「板橋十景」に選定し、観光資源としてPRしている。また、区内を5つのエリアに分け、それぞれのまちあるきコースを提案し、「板橋観光マップ」を作成するなど、観光客の周遊を促している。

併せて平成17年にいたばし観光センターを開設し、区内の名所・旧跡など板橋の魅力をPRする観光パンフレットの配布や観光グッズの販売、パネル展示を行っている。また、センターにはいたばし観光ボランティア「もてなしたい」が常駐し、利用者の申込に応じて区内の自然、歴史、文化などを紹介しながら観光コースを案内している。

(6)法的規制

①文化財保護法

史跡指定地は、文化財保護法により開発行為等に慎重な対応が求められる。文化財保護法第125条第1項では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と定められており、史跡の形状を変更する行為や史跡の保存に影響を与える行為を行う際には事前に文化庁長官の許可を受けなければならない。また、文化財保護法第184条第1項及び文化財保護法施行令第5条第4項1号により、上記行為のうち軽微なものについては地方自治体の教育委員会に権限が委譲されており、当該史跡の軽微な現状変更等の行為に関する許可等は板橋区教育委員会が行う。

②建築基準法・消防法

史跡に指定された建造物等については、我が国における貴重な文化的遺産であり、文化財保護法の規程により文化財の形状などの変更についての規制や保護のための措置が義務付けられていることから建築基準法を適用しないと規定されている（第3条第1項第1号）。同法では容積率や建ぺい率の制限や建築物における防火・避難について規定されているが、史跡指定地の建造物には適用されない。しかし史跡指定地内の建造物は不特定多数の人々が利用することが想定され、そのためにはこうした建造物の地震に対する安全性や火災に対する安全性の確保が必要であることから、同法が制定された精神を念頭に置いた整備計画を検討する。また火災等の予防の根拠規定である消防法では、歴史的建造物は用途および面積の大小に係わらず防火対象物として位置付けされ（第17条および同法施行令別表第1第17項）、同法施行令第21条で自動火災報知機の設置を義務付けられている。

③都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容およびその決定手続き、都市計画制限などが規定されており、都市の開発や整備の根拠規定である。板橋区は、全域が同法第5条に定める都市計画区域（一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域）に指定されている。また河川等の一部地域を除き、ほぼ全域が同法第7条に定める市街化区域（都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るために定められた区域）に指定されている。

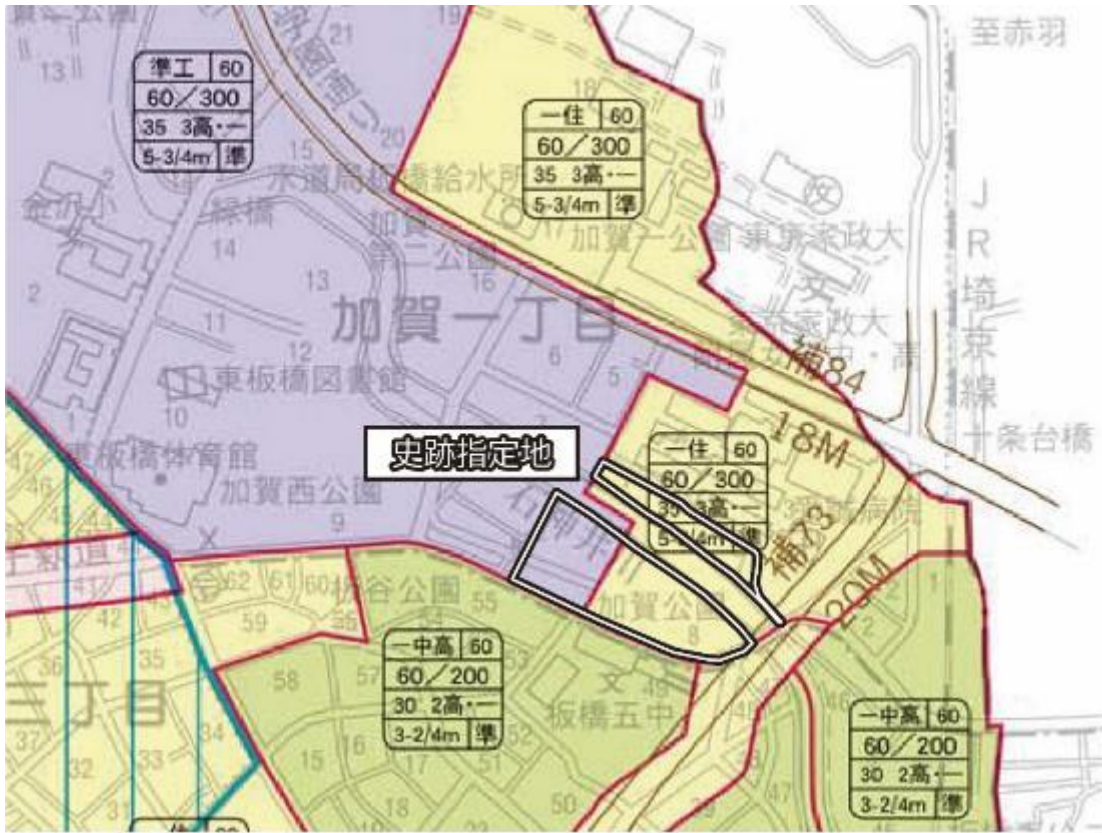
同法第8条の規定により、都市計画区域については用途地域を定めることができ、その用途に応じて、建設可能な建物の種類、建ぺい率、容積率が決定される（図〇〇参照）。板橋区全域についても用途地域が定められており、史跡指定地は第一種住居地域と準工業地域に該当し、建設可能な用途が設定されている。

また史跡指定地の加賀一丁目には都市計画法第12条の4に規定される地区計画（建築物の建築形態、併せて公共施設その他施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画）が定められており、図〇〇、〇〇のとおり区域の整備・開発・及び保存に関する方針が定められている。史跡公園の整備の検討においても、この地区計画の遵守に努める必要がある。

図（要番号振当）：史跡指定地における都市計画による制限

用途地域	第一種住居地域	準工業地域
建ぺい率	60%	
容積率	300%	
高度地区・絶対高制限	第3種高度地区・絶対高さ35m	
防火地域	準防火地域	
地区計画区域	加賀一・二丁目地区地区計画	
日影規制	高さが10mを超える建築物：4m/5時間－3時間	

図（要番号振当）：史跡指定地の都市計画図



●用途地域による主な建築用途制限

		○ 建築できるもの	△ 規模等によっては建築できないもの	×
用途地域 (凡例)	建築物の用途	住宅、共同住宅、旅館、下宿	店舗、事務所、飲食店、サービス施設、娯楽施設、公衆浴場、遊藝場、老人ホーム、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、小中学校、高等学校、職業訓練校、短期大学、専門学校、専修学校	工場、倉庫、事務所、飲食店、サービス施設、娯楽施設、公衆浴場、遊藝場、老人ホーム、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、小中学校、高等学校、職業訓練校、短期大学、専門学校、専修学校
		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域	二住	第二種住居地域	準住
準住	準住居地域	近商	近隣商業地域	商業
準工・特	準工業地域(第二種特別工業地区)	準工	準工業地域	工業・特
工業・特	工業地域(第一種特別工業地区)	工業・特	工業専用地域(第一種特別工業地区)	工業
工業	工業専用地域			

表（要番号振当）：史跡指定地における地区計画

名称	加賀一・二丁目地区地区計画	
位置	板橋区加賀一丁目及び加賀二丁目各地内	
面積	約48.2ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	石神井川を軸とする緑豊かな環境づくりを進め、働き続けられるまち・住み続けられるまちとして、職と住の調和した良好な都市環境の形成を目指す。また、災害時の避難地域としての安全性の向上を目指し、建築物の建て替え等に合わせ、道路等の基盤施設の整備を行い、安全で快適な歩行者空間のネットワーク形成を図る。
	土地利用の方針	地区を、A地区・B地区・C1地区・C2地区に区分し、それぞれ次のように定める。(中略) 2. B地区は、石神井川沿いの緑を活かし、水と緑にも配慮したうるおいのある環境づくりを進める。また、過剰な車交通の発生のおそれのある施設の立地を抑制しながら、地区内の教育施設や医療・福祉施設等の充実を進めるとともに、企業の研究・開発機能や文化施設の立地誘導や周辺環境に配慮された中・高層住宅の整備を図る。(後略)
	地区施設の整備の方針	教育施設や医療福祉施設が集積し、災害時の避難場所・避難所や給水拠点等の指定がなされている本地区において、恒常的に地区の基盤施設としての道路が機能し、歩行者空間の充実を図り、安全で快適な道路の整備を次のように進める。 1. 地区内及び周辺とのネットワーク形成に配慮し、主要な道路については、区画道路を定め拡幅整備を進める。 2. 特に地区の骨格形成に資する道路については、歩道状空地の設置により、ゆとりとうるおいのある道路空間づくりを進める。
	建築物等の整備の方針	地区の特性を踏まえ、職と住が調和した新たな都市環境の実現を図るため、建築物等に関する制限を次のように定める。 1. 合理的な土地利用と秩序あるまち並みの形成を図るため、建築物の用途、建築物の形態又は意匠及び垣又はさくの構造の制限、地区区分に応じた建築物の高さの最高限度を定める。また、敷地の細分化を防止し、良好な環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 2. ゆとりある歩行者空間の確保、避難用道路の安全性の拡充、通風や採光の確保を考慮し、地区区分に応じ、道路境界線及び隣地境界線からの建築物の壁面の位置の制限を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	うるおい豊かな地域環境の形成をめざし、歩行者空間の充実とともに、緑の保全及び整備に努める。

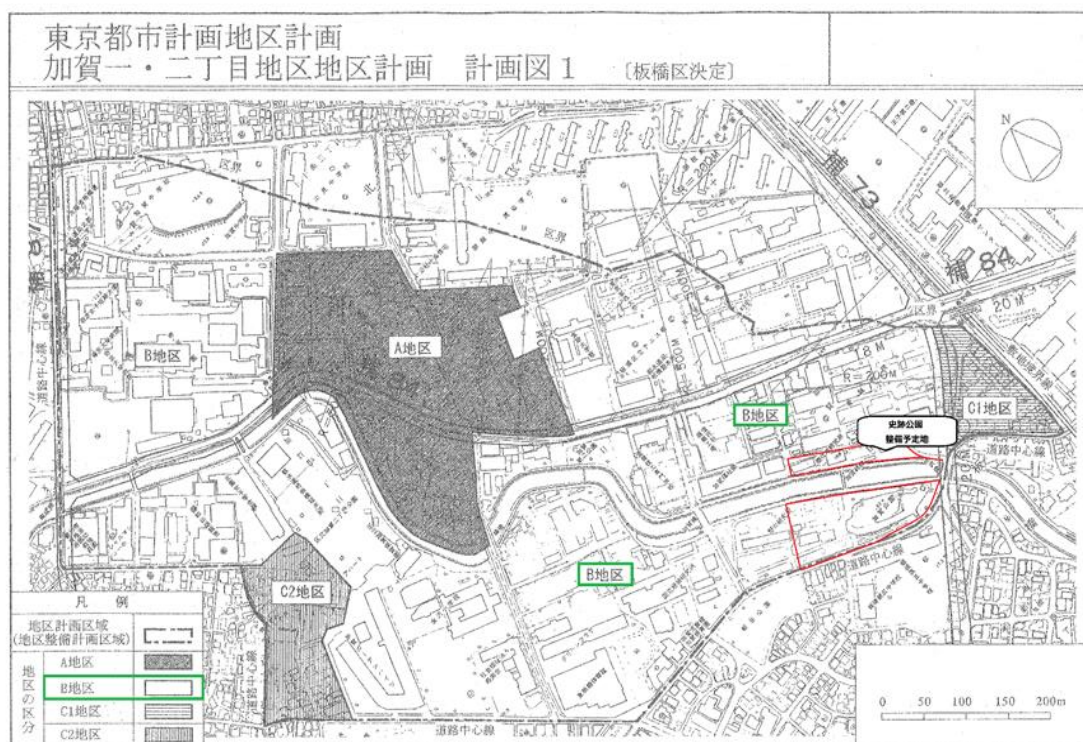


図 (要番号振当) : 史跡指定地地区計画 計画図

④都市公園法、都市公園法施行令、東京都板橋区立公園条例

都市公園法は、都市公園の設置および管理に関する基準を定めている。史跡指定地は整備終了後、史跡公園として供用する予定であり、都市公園法を遵守し設置、管理される。

同法第4条では公園内の建築物の建築面積に関する規定があるが、公園内に公園施設として設けられる建築物の建築面積の割合は、都市公園を設置する地方公共団体の条例に委任されており、以下の通りである。

東京都板橋区立公園条例では、第4条の4で公園施設の建築面積の基準として法第4条第1項本文の条例で定める割合を100分の2に、また、施行令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書きの条例で定める範囲を、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の20を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるとしている。

文化財保護法の規定により史跡として指定された建築物についてはこの規定に該当するため、史跡をいかした都市公園を整備する際の制限の緩和がなされている。なお、当該史跡に遺存する建築物の建築面積はこの基準の範囲内である。

⑤景観法

本法律は良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講じるために制定された法律である。同法第8条に定める景観計画（良好な景観の形成に関

する計画)では景観計画区域を定めることとなっており(同条2項)、板橋区では区全域を景観計画区域としている。特に史跡指定地は、石神井川沿いの桜並木や緑道と調和した景観づくりが求められているため、「石神井川軸地区」と「加賀一・二丁目地区」の二つの景観形成重点地区に指定されており、板橋区の良い景観形成を推進する上で重要な位置づけにある地区とされている。

史跡指定地に係る景観計画については、第3章で記述する。

⑥河川法

史跡指定地を分断する形で石神井川が流れている。石神井川は小金井公園北部から始まり、西東京市、練馬区を流れ板橋区から北区を経て隅田川に合流する一級河川である。「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、大規模な護岸工事を除き板橋区が管理を行っている。

石神井川は河川法の適用を受ける河川であり、法的規制がかかる場合がある。具体的には、①流水を占有すること(23条)②河川区域内において土地を占有すること(23条)③土石等採取すること(24条)④河川区域内の土地に工作物を新築、改築、又は除去すること(25条)⑤土地の掘削、盛土もしくは切土、その他土地の形状を変更すること及び竹木の植栽もしくは伐採などの行為をしようとする場合(27条)は、その河川の管理者(国土交通大臣、知事又は市町村長、板橋区にあっては区)の許可を受けなければならないとされる。

石神井川自体は史跡指定地ではないが、史跡と密接に関係する要素であり一体的な活用が想定されるため、同法の規程を遵守した計画策定に努める。

⑦高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)

不特定多数の人々が利用する一定規模(床面積2,000㎡以上)の建築物を建築する場合、施設の利用円滑化の基準に適合させる努力義務を負う。同法施行令第4条により、史跡に指定されている建築物については当該法律の適用を受けないが、板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025(※)で定められた将来像「もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまち いたばし」を実現するために、区の施設整備についてはユニバーサルデザインの視点を取り入れる必要があること、また既に多くの歴史的建造物整備にユニバーサルデザイン対応事例が存在し社会的要請もあることから、史跡公園の整備方法についてもユニバーサルデザインの導入を検討する。

※板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025・・・すべての人にとってくらしやすい地域社会の実現をめざすユニバーサルデザインへ考え方を発展させ、区政の様々な分野の取り組みに、ハード・ソフトの両面からこの考え方を取り入れて、人的介助の必要性をより少なくするとともに、だれもができるだけ、同じ場や状況のもとで、自由に行動できるまちを推進するため、平成29年1月に策定された。

⑧東京における自然の保護と回復に関する条例

この条例は、一定規模以上の敷地で開発計画や建築計画がある際には緑化を義務付けるものである。具体的には、都内で1,000㎡以上（国又は地方公共団体が有する土地では250㎡）以上の敷地で開発や建築等を行う場合、自然の保護と回復を図るために開発許可申請や緑化計画の届出が必要となる。なお地方公共団体が実施する行為については、許可に代えて東京都との協議となる。

本計画における史跡整備に係る行為についても、東京都との協議が必要となる。整備前の地下埋蔵物の発掘調査においても同様の協議が必要であるので注意を要する。